



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年2月15日金曜日 第1331号

◇ 目 次 ◇

字の区域の変更（伊予市）.....	189
医療機関の指定.....	189
指定医療機関の休止の届出.....	190
指定医療機関の廃止の届出.....	190
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	190
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	191
地籍調査の成果の認証.....	191
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....	191
市営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	192
町営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	192
保安林の指定.....	192
保安林の指定の解除.....	192
解除予定保安林.....	192
土地収用法に基づく事業の認定.....	193
公有水面埋立免許の出願.....	193
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	194
開発行為に関する工事の完了.....	194

公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	194
清掃業務の委託（2件）.....	195

教育委員会規則

社会教育主事資格認定に関する規則の一部を改正する規則.....	197
---------------------------------	-----

公営企業管理規程

公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する管理規程...	197
--------------------------------	-----

公営企業公告

感染性廃棄物処理業務の委託.....	197
清掃業務の委託.....	198
重油の購入.....	199

任 免 辞 令

山岡泰三外.....	200
------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第326号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、伊予市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域		摘要	
	字 名	地 番		
森 字新開 森	字末宗	甲101、甲102の1、甲102の2、甲103、甲104の1、甲104の2、甲105の1から甲105の5まで、甲106の1、甲106の3、甲107の2、甲107の4から甲107の8まで、甲108の2、甲108の5から甲108の7まで、甲109の5、甲110の7、甲111の4、甲112の4、甲113の1、甲113の2、甲114、甲115、甲116の1から甲116の6まで、甲117、甲118の1から甲118の4まで、甲119、甲120、甲120の2、甲120の3、甲121の1、甲121の2、甲121の13、甲122、甲123、甲123の2、甲124から甲130まで、甲130の2から甲130の5まで、甲131の1、甲132の8、甲132の10、甲132の11及び甲133の1		
		字蔵地	甲244の5及び甲244の6	
本郡	字伊賀	568の1、568の3、569の1、569の2、569の4、569の5、570から572まで、573の1、573の2、574の2、575、577、578、578の2、578の3、579、580の1から580の3まで、583の2、584の1、584の2、584の4から584の6まで及び585の3		

○愛媛県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成14年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
片山医院	医療法人 片山医院	越智郡吉海町大字幸新田71	平成 14.2.1
佐々木整形外科クリニック	医療法人 佐々木整形外科 クリニック	喜多郡五十崎町大字古田甲1408-1	平成 14.1.1
ワタキュー薬局 卯之町店	株式会社 フロンティア	東宇和郡宇和町大字卯之町一丁目404番地	平成 14.1.1
ワタキュー薬局 宇和町店	株式会社 フロンティア	東宇和郡宇和町大字卯之町五丁目241番地1	平成 14.1.1
ワタキュー薬局 森の国店	株式会社 フロンティア	北宇和郡松野町大字延野々1411番地1	平成 14.1.1
口羽歯科医院	医療法人 口羽歯科医院	北宇和郡津島町大字高田丙545-1	平成 14.1.1
ワタキュー薬局 城辺町店	株式会社 フロンティア	南宇和郡城辺町甲2481-1番地	平成 14.1.1
ワタキュー薬局 一本松店	株式会社 フロンティア	南宇和郡一本松町増田5157番地	平成 14.1.1
あゆみクリニック	医療法人 あゆみクリニッ ク	今治市高部甲526-1	平成 14.1.1

二神歯科クリニック	二 神 理 江	宇和島市中央町一丁目4番10号	平成13.12.1
ワタキュー薬局 松木町店	株式会社 フロンティア	新居浜市松木町3-7 水野ビル1F	平成14.1.1
ワタキュー薬局 新居浜店	株式会社 フロンティア	新居浜市新田町二丁目2-17	平成14.1.1
まつまえ歯科医院	松 前 隆 之	西条市古川甲229	平成14.2.1
大西泌尿器科クリニック	医療法人 昇 竜 会	伊予三島市下柏町434番地1	平成13.12.1
上 岡 医 院	医療法人 慈 空 会	伊予市上野937番地1	平成13.12.1
松 浦 鍼 灸 院	松 浦 克 彦	北宇和郡広見町清延889	平成14.1.23

○愛媛県告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成14年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	休 止 年 月 日
柿の木診療所	財団法人 正 光 会	宇和島市柿原1152	平成14.1.28

○愛媛県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
片 山 医 院	片 山 鷲 郎	越智郡吉海町大字幸新田71	平成14.2.1
鈍 川 診 療 所	医療法人 金 藤 内 科	越智郡玉川町大字鈍川丙291-3	平成14.2.4

阿部歯科医院	阿 部 勤	越智郡朝倉村朝倉甲549	平成14.2.4
坪島歯科医院	坪 島 充 男	越智郡伯方町大字木浦甲3396-2	平成14.2.4
佐々木整形外科クリニック	佐々木 徹	喜多郡五十崎町大字古田甲1408-1	平成14.1.1
二 宮 医 院	二 宮 孝 順	西宇和郡保内町川之石2-6	平成14.1.1
ワタキュー薬局 宇和町店	ワタキューセイモア株式会社	東宇和郡宇和町大字卯之町五丁目241番地1	平成14.1.1
ワタキュー薬局 卯之町店	ワタキューセイモア株式会社	東宇和郡宇和町大字卯之町一丁目404番地	平成14.1.1
ワタキュー薬局 森の国店	ワタキューセイモア株式会社	北宇和郡松野町大字延野々1411番地1	平成14.1.1
口羽歯科医院	口 羽 一 弘	北宇和郡津島町大字高田丙545-1	平成14.1.1
ワタキュー薬局 城辺町店	ワタキューセイモア株式会社	南宇和郡城辺町甲2481-1番地	平成14.1.1
ワタキュー薬局 一本松店	ワタキューセイモア株式会社	南宇和郡一本松町増田5157番地	平成14.1.1
あゆみクリニック	阿 部 雄 吉	今治市高部甲526-1	平成14.1.1
二神歯科医院	二 神 昌 幸	宇和島市中央町一丁目4-10	平成13.9.27
佐 藤 医 院	佐 藤 清 記	新居浜市庄内町一丁目14-36	平成14.1.1
ワタキュー薬局 新居浜店	ワタキューセイモア株式会社	新居浜市新田町二丁目2-17	平成14.1.1
ワタキュー薬局 松木町店	ワタキューセイモア株式会社	新居浜市松木町3-7 水野ビル1F	平成14.1.1
大西泌尿器科クリニック	大 西 洋 行	伊予三島市下柏町434番地1	平成13.12.1
上 岡 医 院	上 岡 清 隆	伊予市上野937番地1	平成13.12.1
中 辻 ハナヨ	中 辻 ハナヨ	越智郡弓削町下弓削536	平成14.2.4
友 岡 清	友 岡 清	北宇和郡吉田町西小路83	平成14.1.18

○愛媛県告示第330号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 年 月 日
フレッシュバリュー新居浜店	新居浜市寿町12番地70	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後10時	午後12時	平成14年 3月1日	平成14年 2月1日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時まで	午前9時30分から午前0時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第331号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フレッシュバリュー伊予店	伊予市下吾川929番地10	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後9時	午後12時	平成14年3月1日	平成14年2月1日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで	午前9時30分から午前0時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第332号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成14年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
八幡浜市	大字矢野町、大字五反田の一部、八代一丁目	平成12年度から平成13年度まで	八幡浜市の地籍図及び地籍簿
重信町	大字山之内の一部	平成12年度から平成13年度まで	重信町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成14年2月15日

○愛媛県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、越智郡大三島町及び同郡関前村地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業・大崎下島地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年 2月18日から 3月11日まで

3 縦覧場所

大三島町役場及び関前村役場

○愛媛県告示第 334 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、北宇和郡日吉村大字父野川地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（一般農道整備事業・富母里地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年 2月18日から 3月11日まで

3 縦覧場所

日吉村役場

○愛媛県告示第 335 号

北条市営基盤整備促進事業横谷地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成14年 2月16日から 3月 7日まで

3 縦覧場所

北条市役所

○愛媛県告示第 336 号

松野町営基盤整備促進事業西の川地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成14年 2月16日から 3月 7日まで

3 縦覧場所

松野町役場

○愛媛県告示第 337 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定

により、次のように保安林の指定をする。

平成14年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 (1) 保安林の所在場所

東予市福成寺乙 163 の 5

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 保安林の所在場所

西宇和郡三崎町串2017・2019（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、2049

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

串2017・2019・2049（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに東予市役所及び三崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 338 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所

南宇和郡西海町麦ヶ浦 449 の 4 から 449 の 6 まで

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第 339 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26

年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
喜多郡長浜町大字出海丙44の13から丙44の15まで、丙44の17、丙44の18
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第340号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成14年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 起業者の名称
東予市
- 2 事業の種類
南部複合施設[仮称]建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県東予市石田地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
東予市役所

○愛媛県告示第341号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、八幡浜地方局建設部及び伊方町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年2月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
伊方町
西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1
代表者 町長 中元清吉
西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地の1
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1252番2から同甲2850番1に至る間の地先公有水面
 - イ 区域
次の1の地点から6の地点までを順次直線で結んだ線並びに6の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.30メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1252番6地先の堤に設置された金属錐)は、北緯36度27分33秒、東経130度54分40秒の地点

- 1の地点は、基点から真北36度15分47秒30.90メートルの地点
- 2の地点は、1の地点から真北133度40分03秒20.04メートルの地点
- 3の地点は、2の地点から真北232度56分17秒5.97メートルの地点
- 4の地点は、3の地点から真北142度56分01秒65.52メートルの地点
- 5の地点は、4の地点から真北232度56分03秒107.67メートルの地点
- 6の地点は、5の地点から真北321度10分30秒43.96メートルの地点

ウ 面積

7,048.13平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1250番から同甲2859番1に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のAの地点からHの地点までを順次直線で結んだ線及びHの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町二見字田之浦甲1252番6地先の堤に設置された金属錐)は、北緯36度27分33秒、東経130度54分40秒の地点

- Aの地点は、基点から真北27度58分28秒35.49メートルの地点
- Bの地点は、Aの地点から真北133度39分59秒28.50メートルの地点
- Cの地点は、Bの地点から真北52度55分59秒39.60メートルの地点
- Dの地点は、Cの地点から真北142度56分03秒142.76メートルの地点
- Eの地点は、Dの地点から真北232度56分02秒162.50メートルの地点
- Fの地点は、Eの地点から真北322度56分02秒77.55メートルの地点
- Gの地点は、Fの地点から真北232度56分06秒30.00メートルの地点
- Hの地点は、Gの地点から真北322度56分01秒38.29メートルの地点

ウ 面積

25,309.26平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約4,760平方メートル

漁村再開発用地 約2,290平方メートル

4 出願年月日

平成14年2月5日

○愛媛県告示第 342 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道重信公共下水道の変更に係る都市計画の図書の写

しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 343 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
松局建（開）第23号 平成14年 1月29日	温泉郡重信町大字志津川字野中甲844番 2、甲844番 8 及び甲844番 10	松山市道後姫塚乙37番地51 重 松 紀 之
松局建（開）第24号 平成14年 1月29日	温泉郡重信町大字志津川字野中甲844番 7 及び甲844番 9	松山市福音寺町19番地 2 重 松 まどか
西局丹土（開）第24号 平成14年 1月29日	東予市周布822番 3、829番 7 及び829番 8	東予市周布625番地の 3 武 田 正 直
西局建（開）第25号 平成14年 1月30日	西条市下島山字稗尻甲1461番 1	西条市大町312番地の 1 高 橋 陽 一
松局伊土検（開）第36号 平成14年 1月31日	伊予市市場字神ノ門甲59番 1	伊予市稲荷1344番地の 3 播 田 泰 大
西局丹土（開）第25号 平成14年 2月 5日	周桑郡小松町大字大頭字鉾木甲656番19	周桑郡小松町大字北川69番地 5 加 藤 淳 加 藤 美 香 子

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年 2月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県漁業取締船用燃料の購入
- (2) 購入物品名及び予定数量
軽油（免税・J I S K2204 2号）
約 750,000リットル
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書による。
- (4) 納入期間
平成14年 4月 1日から平成15年 3月31日まで
- (5) 納入場所
今治港、松山港及び宇和島港の知事が指定する棧橋
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パ - セントに相当する額を加算した金

額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油・燃料類」について平成13年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部総務管理課用品調達係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)941 2111 内線 2313
- (2) 入札書の受領期限

平成14年3月28日(木)午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成14年3月28日(木)午後2時

愛媛県総務部総務管理課会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light

Oil(tax exempted ,JIS K2204 No.2),approximately 750,000ℓ

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m.,28 March 2002

(3) For further information please contact: Supplies Procurement

Section, General Administration Division, General Affairs

Department, Ehime Prefectural Government 4 4 2 Ichibancho,

Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 941 2111 Ext 2313

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年2月15日

愛媛県総合科学博物館長

菊池 健

1 入札に付する事項

(1) 件名

清掃業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県総合科学博物館清掃業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県総合科学博物館

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成13年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総合科学博物館総務課総務係

〒792 0060

愛媛県新居浜市大生院2133番地の2

電話 (0897) 40 4100

(2) 入札書の受領期限

平成14年3月28日(木)午前10時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成14年3月28日(木)午前10時

愛媛県総合科学博物館第1研修室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県総合科学博物館長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県総合科学博物館長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning Services for Ehime Prefectural Science Museum , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 28 March 2002
- (3) For further information ,please contact: General Affairs Section ,General Affairs Division ,Ehime Prefectural Science Museum ,2133 2 Ojoin ,Niihama , Ehime 792 0060 Japan
TEL 0897 40 4100

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年 2月15日

愛媛県歴史文化博物館長

大 石 慎 三 郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
清掃業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県歴史文化博物館清掃業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成14年 4月 1日から平成15年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県歴史文化博物館
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成13年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県歴史文化博物館総務課総務係
〒797 8511
愛媛県東宇和郡宇和町卯之町四丁目11番地 2
電話(0894)62-6222
- (2) 入札書の受領期限
平成14年 3月28日(木)午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成14年 3月28日(木)午前10時
愛媛県歴史文化博物館ミーティングルーム

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、愛媛県歴史文化博物館長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると愛媛県歴史文化博物館長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered : Cleaning Services for Museum of Ehime History and Culture , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 28 March 2002

- (3) For further information ,please contact: General Affairs Section ,General Affairs Division ,Museum of Ehime History and Culture 4 11 2 Unomachi uwacho , Higashiuwagun ,Ehime 797 8511 Japan
TEL 0894 62 6222

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

社会教育主事資格認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年2月15日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

社会教育主事資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事資格認定に関する規則（昭和35年愛媛県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第9条の4第1号」を「第9条の4第1号イ及びロ」に改め、「あつた者」の下に「又は同号ハに規定する業務に従事した者」を加え、同条第3号中「前2号」を「第1号」に、「文部科学大臣」を「委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する管理規程を次のように定める。

平成14年2月15日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永 野 英 詞

公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する管理規程

公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）の規定の例による。

附 則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年2月15日

愛媛県立中央病院長

玉 木 芳 郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処理業務の委託
- (2) 委託業務名及び予定数量
愛媛県立中央病院感染性廃棄物処理業務

約 3,400,000リットル

- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成13年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき特別管理産業廃棄物の収集及び運搬並びに処分の許可を受けていること。ただし、特別管理産業廃棄物の処分の許可を受けている他の業者が作成した特別管理産業廃棄物の処分引受書で入札説明書で規定する要件に該当するものを提出している者にあつては、特別管理産業廃棄物の収集及び運搬の許可を受けていれば足りる。
- (3) 委託業務と同程度の感染性廃棄物処理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線2228
- (2) 入札書の受領期限
平成14年3月28日（木）午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付等
ア 交付期間
平成14年2月15日（金）から3月27日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
イ 交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
平成14年 3月28日(木)午後 1時30分
愛媛県立中央病院東洋医学研究所 1階会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Infectious Waste Disposal Services(collection , transportation and disposal) for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 3 ,400 ,000 ℓ
- (2) Time limit of tender: 1:30 p .m . , 28 March 2002
- (3) For further information ,please contact: Accounting Section , General Affairs Division ,Secretariat ,Ehime Prefectural Central Hospital ,83 Kasugamachi ,Matsuyama ,Ehime 790 0024 Japan TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年 2月15日

愛媛県立中央病院長
玉 木 芳 郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
清掃業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量

愛媛県立中央病院清掃業務 一式

- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成14年 4月 1日から平成15年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県立中央病院及び愛媛県立中央病院東洋医学研究所
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成13年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線2228

- (2) 入札書の受領期限
平成14年 3月28日(木)午後 2時30分

- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成14年 2月15日(金)から 3月27日(水)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
平成14年 3月28日(木)午後 2時30分
愛媛県立中央病院東洋医学研究所 1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning Services for Ehime Prefectural Central Hospital ,1 set
- (2) Time limit of tender:2:30 p.m., 28 March 2002
- (3) For further information ,please contact: Accounting Section , General Affairs Division ,Secretariat ,Ehime Prefectural Central Hospital ,83 Kasugamachi ,Matsuyama ,Ehime 790 0024 Japan TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年2月15日

愛媛県立中央病院長

玉 木 芳 郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

重油の購入

(2) 購入物品名及び予定数量

重油（J I S K2205 1種2号）

第1回目：約 700,000リットル

第2回目：約 840,000リットル

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

第1回目：平成14年4月1日から9月30日まで

第2回目：平成14年10月1日から平成15年3月31日ま

で

(5) 納入場所

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること

。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油・燃料類」について第1回目の入札にあっては平成13年度の、第2回目の入札にあっては平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

第1回目：平成14年3月28日（木）午後3時30分

第2回目：平成14年9月26日（木）午後1時30分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

第1回目：平成14年2月15日（金）から3月27日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）

第2回目：平成14年8月12日（月）から9月25日（水）までの執務時間中

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

第1回目：平成14年3月28日（木）午後3時30分

愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室

第2回目：平成14年9月26日（木）午後1時30分

愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Heavy Oil
(JIS K2205 class 1 No.2)
1 st contract: approximately 700 ,000 ℓ
2 nd contract: approximately 840 ,000 ℓ
- (2) Time limit of tender:
1 st contract: 3 :30 p .m . , 28 March 2002
2 nd contract: 1 :30 p .m . , 26 September 2002
- (3) For further information ,please contact: Accounting Section ,
General Affairs Division ,Secretariat ,Ehime Prefectural Central
Hospital ,83 Kasugamachi ,Matsuyama ,Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

任 免 辞 令

○任免辞令

1月31日

愛媛県事務吏員 山 岡 泰 三

愛媛県技術吏員 益 田 孝 志

願により本職を免ずる（各通）